

会 議 録

会議名 (付属機関など名)		令和5年度 第2回川西市景観審議会	
事務局 (担当課)		都市政策部 都市政策課	
開催日時		令和5年8月29日(火) 午後2時~午後3時10分	
開催場所		・オンライン開催 (傍聴: 川西市役所7階701会議室)	
出席者	委員	澤木委員、平田委員、栗山委員、森島委員、麻生委員、久末委員	
	事務局	宮下・小野・松下・角谷・横田・榮・後藤	
	関係人	コンサルタント 株式会社総合計画機構	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数 3人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		(1) 議案第1号 川西市景観計画の見直しについて(経過報告) (2) 議案第2号 新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の見直し について(経過報告)	
会議結果		(1) 審議経過のとおり (2) 審議経過のとおり	

審 議 経 過

事務局	<p>ただ今から、令和5年度 第2回川西市景観審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところ、当審議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。今回もWEB開催とさせていただいております。回線の都合などで、聞き取りにくいことがあるかもしれませんが、何卒よろしくお願いいたします。あらかじめお断りしておきますが、この会議は、議事進行記録のために録音させていただいておりますことをご了承願います。</p> <p>まずは、委員の出席についてご報告させていただきます。委員7名の内、本日まで出席いただいておりますのは、現時点で6名でございます。従いまして、半数以上の出席を得ておりますので、川西市景観審議会規則第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、市役所別室に設けております傍聴者用会議室には、2名の傍聴者が来られております。（最終傍聴者3名）</p> <p>なお、本日は、関係者として景観資源調査にご協力いただいておりますコンサルタントの株式会社総合計画機構の担当者も同席いたします。</p> <p>それでは、これより議事進行につきまして会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>本日はお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>今年度第2回の審議会になりますが、第1回の審議会から議題となっております『川西市景観計画』の見直しと『新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画』の見直しにつきまして引き続き議論させていただきます。この2計画については、パブコメまでに十分な議論を行うため、10月に予定している審議会に加え、新たに8月に審議会を追加で開催することにしました。また、第1回から第2回の間にも皆様のご意見をいただきながら事務局の方で2計画の修正案をメールで示していただき、意見交換しながら本日まで至っております。本日は2計画どちらも経過報告という形で、まだ議論の途中という位置付けになっておりますので、忌憚のないご意見をいただきながら審議を深めていきたいと思っております。</p> <p>それでは議案第1号「川西市景観計画の見直しについて（経過報告）」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><事務局 説明> 議案第1号「川西市景観計画の見直しについて（経過報告）」</p>
議 長	<p>何か、ご意見、ご質問はありますか。</p> <p>私の方から1点確認ですが、都市計画審議会と景観審議会への事前照会で4件の意見が</p>

	<p>あったということで<別添1>に内容が記載されておりますが、これは全て景観審議会からの意見ということでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>都市計画審議会からはNo.4と同様の意見がありましたが、記載不備への修正依頼になりますので、内容へのご意見は景観審議会からのご意見のみになります。</p>
議長	<p>都市計画審議会からの内容に関する意見は、事前照会ではなかったということですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>承知しました。</p> <p>委員の皆様、いかがでしょうか。ご説明いただいたところ以外でも、ご意見がありましたらお聞きしたいと思います。</p>
委員	<p>33ページの第5章【2.推進方策の枠組】で、建築物等、公共施設等、参画と協働の3つに分かれておりますが、自然環境の保全や農地の保全というような保全施策はこの中のどの枠組で捉えられているのでしょうか。</p>
事務局	<p>農地等の保全施策につきましては、「建築物等による景観形成」の中の「関連制度等との連携」に、用途地域や生産緑地制度を活用するなど、それぞれの取組をまとめております。</p>
委員	<p>関連制度等との連携というのは、3つの枠組の外側ということになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>「建築物等による景観形成」の中にある「景観上重要な地区」の中に記載させていただいております。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>18ページ【B 集落景観】で変更していただいた〔取組方針.4〕につきまして、「建築物の意匠の配慮など」と書かれていますが、景観法には「形態・意匠」という言葉が使われているので、高さや壁面位置も含める形で「形態・意匠」にした方が分かりやすいと思</p>

	<p>いました。</p>
議 長	<p>「形態」を意図的に外している訳ではないですね。</p>
事務局	<p>意図的に外しているものではありませんので、入れる方向で検討したいと思います。</p>
議 長	<p>その他、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>33ページの第5章【1.市・市民・事業者の役割】で、「努めます」という表現が多用されているのが気になります。推進方策ですので、例えば〔市の役割〕の3つ目では「良好な景観形成に関する啓発及び知識の普及などを通じて、市民及び事業者の理解を深め、参画を促すよう努めます」とありますが、これは「参画を促します」という形で言い切るべきところだと思います。</p> <p>また、〔市民及び事業者の役割〕では、市民及び事業者の役割について市が「努めます」と言うのもおかしいと感じます。</p> <p>「努めます」という言葉を整理した方が良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>文言表現の修正を検討させていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>『景観計画』の主語は、市ということで良いのでしょうか。</p> <p>〔市の役割〕は、市を主語とするならば「努めます」という弱い表現ではなくきちんと言い切りましょうということですし、〔市民及び事業者の役割〕では市が主語であるのに、「市民は、努めます」と市が言うのは違和感があるということですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>改めて主語を確認し、対応させていただきます。</p>
議 長	<p>それぞれの主語をどう位置付けているか、確認をお願いします。</p>
委 員	<p>今の話は、景観法の条文をきちんと確認した方が良いと思います。第3条から第6条に国や地方公共団体・市民・事業者の責務の話が書かれているのですが、これを受けて『景観計画』では各立場の役割をどう位置付けますかという話なので、繰り返しになりますが、誰が主語でどうするのかということに対応した表現にさせていただきたいと思います。</p>

議 長	<p>事務局で対応をお願いします。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>事前照会では、事務局から西畦野と東畦野を集落景観から外すという案が出されましたが、やはり外すべきではないというご意見をいただいたので今の修正案になっておりますが、いかがでしょうか。集落景観から外さないという方向は、皆さんご了承いただいているということでもよろしいでしょうか。</p> <p>集落景観として残しますが計画的な土地利用は展開されようとしておりますので、景観的に担保できるよう書き込んでおこうという方針できていると思います。細かい表現は修正が必要かもしれませんが、大筋の方向性でご了承いただいているのであれば、『景観計画』は今の形で進めていきたいと思います。</p> <p>それでは、議案第2号「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の見直しについて（経過報告）」の説明をしていただき議論をさせていただきますが、関連すれば議案第1号『景観計画』の方に戻っていただいても結構ですので、総合的にご意見を頂戴し、議論するという形で進めたいと思います。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><事務局 説明></p> <p>議案第2号「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画の見直しについて（経過報告）」</p>
議 長	<p>『土地利用計画』『規制基準』『ガイドライン』のいずれの内容からでも結構ですので、何かご意見ご質問はございますか。</p>
委 員	<p>別冊①『規制基準』の66ページの「ただし書き適用に関する事項の基準」に景観について加筆していただいたのですが、景観上の対策が講じられているか否かということについて、届出内容については景観審議会で諮られるのでしょうか。</p> <p>「5. 環境上の対策については関係者と協議を行い」となっているので、「6. 景観上の対策については景観審議会で審議を行い」とした方が良いと思うのですがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>別冊①『規制基準』の2ページに地区計画の策定の主な流れを示しておりますが、地域毎の特性や建物用途についても配慮項目が変わってくるので、ただし書き適用の可否に関わらず、土地利用計画を活用した地区計画の策定では景観審議会で個別に意見をいただき進めるという流れとしております。</p>
委 員	<p>景観審議会での審議は担保されるということですね。分かりました。</p>

議 長	その他、いかがでしょうか。
委 員	以前、緑化のところで、見た目だけではなく樹木や植物の種類を選択として、外来種をむやみに入れず生態系に配慮した種を選択も必要だと申し上げましたが、どこに反映されているのでしょうか。
事務局	別冊①『規制基準』56～58ページになります。
議 長	56ページ〔ウ〕、57ページ〔ア〕、58ページ〔オ〕に記載されておりますので、ご確認ください。
委 員	別冊①『規制基準』には記載されておりますが、別冊②『ガイドライン』には記載されているのでしょうか。
事務局	別冊②『ガイドライン』には、以前の審議会でご意見をいただき、景観に関する植栽についての追記をしております。環境に関することについては、別冊①『規制基準』で対応しますと返答させていただいておりましたので、別冊②『ガイドライン』には記載しておりません。
委 員	ありがとうございます。
議 長	その他、いかがでしょうか。 変更点以外にも気になるところがありましたら、ご意見をいただきたいと思います。
委 員	別冊②『ガイドライン』48ページに、「景観に配慮しなかった場合の建築物の例」の下に（地区計画を定めなかった場合）と記載がありますが、「景観に配慮した建築物の例」の下には（地区計画を定めた場合）と記載がありませんが、記載していない理由は何ですか。
事務局	「景観に配慮しなかった場合の建築物の例」のところに（地区計画を定めなかった場合）と記載しているのは、これは市街化調整区域の一般的な基準であり、地区計画の規制がない場合であると示すためです。一方「景観に配慮した建築物の例」について、（地区計画を定めた場合）ということは間違いありませんが、記載していないだけという状態です。
委 員	ここを開発する場合、全て地区計画をかけなければならないということになっているの

	<p>でしょうか。</p>
事務局	<p>その通りです。原則、地区計画を定めない限り、建てられないことになっております。</p>
委員	<p>ということは、（地区計画を定めなかった場合）の記載は不要だと思います。地区計画を定めなかったら31mの建築物ができた場合このようになりますということをシミュレーションしているのです、地区計画を定めなかった場合このような建物が建つ可能性があるということを表現しているように思うのですがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>そういう可能性があるという例ではなく、市街化調整区域の基準のみで建てた場合というIF（もしも）を記載しておりますが、表現方法を再考したいと思います。</p>
委員	<p>地区計画がなくてもこのような建築物は建てられませんし、実際に地区計画を定めれば31mの建築物が建てられるところはプロジェクト対応ゾーン（新規機能型）のエリアしかないと思っておりますので、その辺りを考慮するとこのような表現で良いのかと思って質問させていただきました。</p>
事務局	<p>検討させていただきます。</p>
議長	<p>別冊②『ガイドライン』全般に渡り共通する表記の仕方になりますので、事務局で検討いただければと思います。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>議案第1号『景観計画』に使われている写真につきまして、【歴史・文化景観】では、多田神社は境内の中に入ったところ、黒川里山センター（旧黒川小学校）も中まで入ったところの写真が使われていますが、景観の考え方から言えば、誰でも行ける道路などの公共空間から眺めて感じられるものになります。多田神社の中に入ってしか見られない景観しか載っていないので、できれば道路から眺めた多田神社の森や階段、鳥居など、一般人が普段歩いていて感じられる写真もつけていただければと思いました。</p>
議長	<p>多田神社の写真が出てくるのは、『景観計画』9ページですか。</p>
委員	<p>29ページの写真は2枚なので、ここにもう1枚入れられたら良いと思います。満願寺も中に入った写真しかありませんので、多田神社は一般道路から見て森が含まれる全体が分かるような写真を入れた方が、歴史・文化景観として分かりやすいと思いました。</p>

議 長	<p>9ページと29ページの多田神社の写真は同じですね。委員のご意見の意図を踏まえると、9ページの【歴史・文化景観】の写真を変えた方が良く感じますが、いかがでしょうか。29ページの写真は、公共空間ではないけれども一般の人も境内に入れるので生活シーンとして違和感はないように思うのですが。ただ、同じ計画書の中に同じ写真を使うのは、ちょっともったいないですね。</p>
事務局	<p>生活シーンにつきましては市民の方がどのような行動をしているかというシーンを表現しており、例えば29ページの多田神社でしたら「参拝している」というシーンなので、境内に近い写真の方がイメージをつかみやすいと考えてこの写真を使っております。</p> <p>また、9ページの類型の説明に使用している写真は、周りの環境も含めて森も映っている方が認識しやすいと思いますので、再考したいと思います。</p>
議 長	<p>今の件、よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>結構です。</p>
議 長	<p>他、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>別冊②『ガイドライン』26ページ【建築物等の屋根・外壁の意匠の配慮】のところに色への配慮が記載されておりますが、色の問題というのは結構難しいので、このエリアであまりカラフルな色を使うことを推奨しない方が良くと思います。例えば〔同系色・類似色を用いる〕のところに塗られている色は、実際の建物に塗られると景観上の調和としてはあまり良くないのではないかという印象を受けました。</p> <p>また、同ページ下の〔その他色彩の配慮の例〕として「複数の色彩を使う場合は、同じ色相で明度差2以内にとすると、落ち着いた外観となります」というところで、○（まる）として記載されている青紫色の建物には違和感がありますので、もう少し実際に使われる建物の色で例を示していただければと思います。</p> <p>それからもう1点、30ページ【工作物・設備の意匠の配慮】〔道路に面する屋外階段〕のルーバーで目隠ししている図が、ちょっと分かりづらいです。今の図ですと、手摺部分をルーバーにしたら良いように見えますので、難しいかもしれませんが図に工夫が必要かと思いました。</p> <p>4章につきましては、今回の土地利用計画の地域に特化したものではなく、一般の人にも色について分かっていたらこうという意図で、26ページについて対比が分かりやすい赤色と青色を使用しておりました。ただ、実際に建築物の外壁に使用されるような色を使用した方が良くということで、ご意見を踏まえ、再考したいと思います。</p>
事務局	

	<p>また30ページの図が分かりにくいということですので、再検討させていただきます。</p>
議 長	<p>ルーバーというのは一般の人に通じますでしょうか。別冊②『ガイドライン』は、事業者が見るので、良いでしょうか。</p>
委 員	<p>実際に、ルーバーで目隠しすると階段の形は見えないので、分かりにくく感じます。</p>
議 長	<p>真ん中の図に準ずるような図にすると良いですね。</p>
委 員	<p>はい、そう思います。</p>
事務局	<p>作成当初、ルーバー部分が真っ白で何も見えない状態だったので、点線でここに階段が隠れているということを示したのですが、再考させていただきます。</p>
議 長	<p>ルーバーのストライプの模様を描いていただければ分かりやすいかと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
	<p>その他、いかがでしょうか。</p>
	<p>事前照会も含めて直してきていただいているので、まとまったものになってきているとは感じていますが、別冊②『ガイドライン』74～77ページの〔配慮した例〕の建築デザインがもう少し良いものにならないかと気になるのですが、配慮した項目を示さないといけないのである程度は仕方ないですね。</p>
	<p>本日、ご欠席の委員にもご意見を伺って欲しいのですが、事前に何かおっしゃっていましたか。</p>
事務局	<p>資料はお送りさせていただいておりますが、特にご意見はいただいております。</p>
議 長	<p>審議会が終わりましたら共有し、再度ご確認をお願いします。</p>
委 員	<p>別冊②『ガイドライン』に屋外広告物の写真を載せる際に、広告主の固有名詞が出てると良くないと思いますので、少しぼかした方が良いでしょう。例えば107ページに、屋外広告物の悪い例として「大きな広告物が目立っています」ということで写真が載ってい</p>

	<p>ますが、企業の固有名詞が分からないよう配慮が必要だと思います。</p>
事務局	<p>固有名詞が分からない写真になるよう、作業をさせていただきます。</p>
議 長	<p>写真だけでなく図につきましても配慮が必要ですが、例えば75ページの図に川西物流センターとありますが、これは実在しない企業でしょうか。</p>
事務局	<p>架空の企業名称ですが、念のため再確認いたします。</p>
議 長	<p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>また、追加でお気づきの点がありましたら、事務局にご連絡ください。</p> <p>本日のご意見を踏まえて修正していただき、次回10月の審議会でも再度修正案を確認したうえで、審議会として答申するという流れでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃる通り、次回10月6日の景観審議会でも答申をいただきたいと思います。</p>
議 長	<p>議論も積みあがってきておりますので、本日欠席の委員にも確認をいただきながら、次回審議会でも答申案をまとめられるよう進めていきたいと考えております。順調にいきましたら、来年3月に『川西市景観計画』の改定を公表するというところでよろしいですね。</p>
事務局	<p>はい、その通りです。</p>
議 長	<p>それでは、事務局には引き続き見直し作業を進めていただき、委員の方で何かお気づきの点がありましたら速やかに事務局にご連絡いただきたいと思います。</p> <p>予定していました議題は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。</p>
事務局	<p>審議会開始当初に部長と副部長が遅れまして、大変申し訳ありませんでした。</p> <p>また、今回は急な審議会開催にあたり、ご参加いただきありがとうございました。これもちまして、令和5年度第2回川西市景観審議会を終了させていただきます。次回第3回審議会は10月6日を予定しております。引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。皆さま、本日はどうもありがとうございました。</p>